

事務事業チェックシート

事務事業No **21942** 事業名 **青岸清掃センター次期ごみ処理施設整備事業**

[長期総合計画]

分野別目標	2	住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
政策	4	自然と共生する環境にやさしい社会の形成
施策	2	循環型社会の形成
取組方針	2	廃棄物の適正処理、適正管理

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		清掃費	
	目		清掃工場費	
	大事業		清掃工場事業	
中事業		青岸清掃センター次期ごみ処理施設整備事業		

事業種別	継続	関連個別計画	和歌山市循環型社会形成推進地域計画		
事業年度	令和5年度 ~ 令和14年度	担当課・担当課長・Tel	青岸清掃センター	野上 朋紀	428-4153
事業実施の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	関連課	廃棄物対策課		

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	和歌山市において発生するごみの処理を将来にわたり安定して行うため。		次期ごみ処理施設の計画、建設等			
事業内容		令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度
				廃棄物処理施設整備基本計画 及びPFPI導入可能検討業務	廃棄物処理施設整備基本計画 及びPFPI導入可能検討業務	生活環境影響調査 廃棄物処理施設整備基本設計 及び発注支援業務

2 事業コスト

事業費等(千円)	令和03年度		令和04年度		令和05年度		令和06年度		令和07年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	0	0	0	0	16,665	6,499	0	0	0	0
伸び率(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	△100%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	0	0	0	0	19,879	24,829	45,807	0	45,807
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	19,879	24,829	45,807	0	45,807
国庫支出金	0	0	0	0	5,555	5,554	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	0	0	0	0	11,110	945	0	0	0	0
所要人数 (人)	正規職員	0.00	0.00	0.00	0.00	2.53	3.16	5.83	0.00	5.83
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	調査設計委託料16,665(千円) 令和6年度への繰越額 8,785,071(円)									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標	次期ごみ処理施設の計画	%	目標値				
			実績値			3	
			達成度(%)	%	%	%	%
成果指標	廃棄物処理施設整備基本計画及びPFPI導入可能検討業務	%	目標値				
			実績値			26	
			達成度(%)	%	%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか	○	急いで取り組む		中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	○ 達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	一般廃棄物の適正な処理は地方自治体の責務であり、また自治事務であるため、計画どおりに進める必要がある。
見直し・改善内容	なし